

岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第1号

岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例

岩手競馬再生推進基金条例（平成19年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>20,396,000千円</u>とする。</p>	<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>20,047,000千円</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。